

一般社団法人北九州市立大学同窓会 事務局長選任及び事務局職員採用規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人北九州市立大学同窓会事務局の事務局長選任及び職員(事務局長を除く。)採用に関する必要な事項を定める。

(選 任)

第2条 事務局長は、一般社団法人北九州市立大学同窓会会長(以下「会長」という。)が適任者を選考し理事会の承認を得て選任する。

2 事務局長の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(採 用)

第3条 職員(事務局長を除く。)は、一般社団法人北九州市立大学同窓会(以下「本会」という。)の行う事業に理解のある者の中から、競争試験又は選考により、職員として適格と認められた者を採用する。

2 新規に採用された職員(事務局長を除く。)は、6か月間の試用期間をおき、試用期間を経過し、引き続き雇用されるときは、当初から採用されたものとみなす。

(事務局長の職 務)

第4条 事務局長は、本会事務局を統括する。

(委 任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年9月26日から施行する。